

## 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

### 1. 目的

建設業界は、若手技術者の確保・育成を中心とした、将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向けて、効果や課題を把握するための取組として、週休2日試行工事を実施する。

### 2. 対象工事

土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事は、議会の議決に付すべき工事を除き、原則すべて対象とする。ただし、供用開始により制約を受ける工事等は対象外とすることができる。また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。なお、試行工事として発注していない工事についても、受注者が希望し、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整った場合は、本要領の対象とすることができる。

### 3. 試行方法

#### 1) 入札公告

入札公告段階で、入札公告及び特記仕様書に週休2日試行工事の対象であることを明記する。(記載例参照)

#### 2) 対象期間

対象期間は、工事着手日から完成日までとする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

#### 3) 週休2日の定義

本試行における週休2日とは、4週8休以上の休日(現場閉所)を確保することをいう(土日でなくても可)。やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合は、振替えの休日を取得するものとする。

#### 4) 確認方法

毎月の履行報告時に、休日取得状況報告書(参考様式添付)により確認する。また、施工プロセスチェック時には、日報等により休日の確保を行った記録を確認する。

#### 5) 工事成績評定

以下により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理項目で評価する。実施できなかった場合の減点はしない。

- ・他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合

現場監督員 - 5. 創意工夫 - I. 創意工夫 -  その他 (理由: 週休2日 (4週8休以上) の確保に向けた企業の取組が図られている)

※週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組 (社員教育や情報共有方法等) を実施した場合に評価

現場監督員 - 5. 創意工夫 - I. 創意工夫 -  その他 (理由: 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている)

※創意工夫に係る評価は、上記2項目で最大2点とし、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて、1点、2点で評価する。

- ・現場閉所による4週8休以上を確保した場合

現場監督員 - 2. 施工状況 - II. 工程管理 -  休日の確保を行っている。

その他 (週休2日の確保)

主任監督員 - 2. 施工状況 - II. 工程管理 -  工程管理に係る積極的な取組が見られた。

その他 (週休2日の確保)

※主任監督員の評価は、上記2項目を評価し、「II. 工程管理」は原則 a 評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことができる。

## 6) 間接工事費の補正

間接工事費等の補正にあたっては、以下の現場閉所の達成状況に応じて、以下に示す補正係数を、労務費、機械経費 (賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて精算変更時に割増し補正を行うものとする。精算変更後、工事完成日まで、所定の現場閉所率を下回らないよう留意すること。

なお、労務費については、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については補正の対象としない。また、現場閉所の達成状況を確認後4週6休に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、変更の対象としない。

### ア) 4週8休以上

現場閉所率が28.5% (8日/28日) 以上の場合

①労務費1.05、②機械経費 (賃料) 1.04、③共通仮設費率1.04、

④現場管理費率 1.06

### イ) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0% (7日/28日) 以上28.5%未満の場合

①労務費1.03、②機械経費 (賃料) 1.03、③共通仮設費率1.03、

④現場管理費率1.04

ウ) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4% (6日/28日) 以上25.0%未満の場合

- ① 労務費 1.01、②機械経費 (賃料) 1.01、③共通仮設費率 1.02、  
④現場管理費率 1.03

#### 7) 週休2日実施証明書

週休2日試行工事として、監督職員の確認を得られた工事については、週休2日実施証明書を発行する(様式1)。また、総合評価落札方式において、週休2日試行工事の実績を評価の対象とするものとする。

### 4. 入札公告記載例

#### 1 工事概要 - (11)その他 - 週休2日試行工事

本工事は、週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。

### 5. 特記仕様書記載例

#### 【「2. 対象工事」に該当する場合】

##### 第〇条

本工事は、週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。

週休2日とは、一週間のうち2日間の休日(現場閉所)を確保することをいう(土日であっても可)。やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合は、振替えの休日を取得するものとする。

工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「取得計画表」を作成し、監督職員の確認を得たうえで、施工計画書に添付するものとする。

毎月の履行報告書と併せて休日取得状況報告書を提出すること。

週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。実施できなかった場合の減点はしない。

間接工事費等の補正にあたっては、以下の現場閉所の達成状況に応じて、以下に示す補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて精算変更時に割増し補正を行うものとする。精算変更後、工事完成日まで、所定の現場閉所率を下回らないよう留意すること。

なお、労務費については、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については補正の対象としない。また、現場閉所の達成状況を確認後4週6休に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、変更の対象としない。

ア) 4週8休以上

現場閉所率が28.5% (8日/28日) 以上の場合

- ① 労務費 1.05、②機械経費 (賃料) 1.04、③共通仮設費率 1.04、  
④現場管理費率 1.06

イ) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

- ①労務費1.03、②機械経費（賃料）1.03、③共通仮設費率1.03、
- ④現場管理費率1.04

ウ) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

- ① 労務費1.01、②機械経費（賃料）1.01、③共通仮設費率 1.02、
- ④現場管理費率 1.03

工事現場の公衆の見やすい場所に週休2日の取得状況を掲示するものとする。  
週休2日実施の有無に係らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

【「2. 対象工事」に該当しない場合】

第〇条

本工事において、受注者が「土木工事における週休2日試行工事の実施要領」の適用を希望する場合、工事着手前に発注者と協議を行い、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領」の対象工事とすることができる。

## 6. 留意事項

週休2日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、平成29年 10月27日 付土技第 795号「土木工事における適切な工期設定の考え方について」により適切に工期設定を行うこととする。

附則

本要領は平成29年11月1日より適用する。

本要領は平成30年10月1日より適用する。

本要領は令和2年4月1日より適用する。

本要領は令和2年9月1日より適用する。

## 週休2日試行工事に関するQ&A

Q1：休日とは、現場での作業を休止することでしょうか。

A1：休日とは、「現場閉所」であり、建設現場及び現場事務所における一切の作業を行わないことを指します。ただし、以下の作業は除きます。

- ・コンクリート養生、レイトンス除去作業等、品質確保上最低限の作業
- ・立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・交通誘導警備
- ・その他、監督員が必要と認めた作業

Q2：現場閉所率の算定における、祝日・夏季休暇・年末年始の取扱を教えてください。

A2：現場閉所率を算定する際の期間（着手日から完成日までの日数）に、夏季休暇3日間及び年末年始6日間は含みません。祝日は期間に含みます。

Q3：「やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合」とはどのような場合ですか。

A3：次のような場合が考えられます。

- ・近接工事との工程調整
- ・道路使用許可条件や地元要望のため
- ・その他、監督員が必要と認めた場合

Q4：計画した休日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替え休日を取得する必要があるのでしょうか。

A4：振替え休日の取得は不要です。休日取得状況報告書にその旨分かるように記載して下さい。

Q5：「振替の休日を取得」する場合の考え方を教えてください。

A5：工期末等に休日が偏ることは好ましくありません。概ね月単位で4週8休相当の休日が確保できるよう、計画して下さい。

Q6：週休2日の実施により工事が遅れた場合はどうなるのでしょうか。

A6：週休2日の実施を理由とした工期延期は認められません。発注者は、週休2日を考慮した適切な工期設定を行うことが重要であり、受注者は、十分な検討を行ったうえで、休日取得計画を作成する必要があります。

Q7：作業予定日が雨天や台風等で中止となった場合、休日とみなされますか。

A7：現場閉所とした場合は、休日扱いとします。

Q8：精算変更で間接費を補正する場合、どの時点で週休2日実施の可否を判断すれば

よいでしょうか。

A 8 : 精算変更の協議時点までの実績で実施できているか確認して下さい。ただし、精算変更後、工事完成日までに所定の現場閉所率を下回らないよう留意して下さい。

(様式1)

【成績評定通知日と同日付で交付】

〇〇第〇〇号

令和〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇

〇〇 〇〇 殿

沖縄県知事

〇〇 〇〇 印

## 週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

工 事 名：令和〇年度〇〇〇〇工事

工 期：令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日

完成年月日：令和〇年〇〇月〇〇日

週休2日実施内容（実施した内容に■を附している）

- 4週8休かつ現場一斉閉所日を達成した。
- 4週8休を達成した。
- 4週7休を達成した。
- 4週6休を達成した。

## 週休2日試行工事におけるアンケート調査

工事名： \_\_\_\_\_  
受注者名： \_\_\_\_\_  
記入者名： \_\_\_\_\_  
記入日： \_\_\_\_\_  
発注事務所名： \_\_\_\_\_

該当する項目を「■」として下さい。

### Q1：週休2日工事を実施しましたか。

- 実施した →Q2へ  
 実施しなかった →Q3へ

### Q2：週休2日は達成できましたか。

- 達成できた →Q4へ  
 達成できなかった →Q4へ

### Q3：週休2日試行工事を実施しなかった理由を教えてください。

- 契約した工期では実施できないため  
 その他（その他の場合は具体的な理由を記載して下さい）

### Q4：建設現場に週休2日制は必要ですか。

経営者の方、本工事に従事した自社又は下請の技能労働者から聞き取りの上、ご記入下さい。

#### ①経営者

- 必要             不要             分からない  
 その他（その他の場合は具体的な理由を記載して下さい）

#### ②現場代理人、主任技術者

- 必要             不要             分からない  
 その他（その他の場合は具体的な理由を記載して下さい）

#### ③技能労働者

- 必要             不要             分からない  
 その他（その他の場合は具体的な理由を記載して下さい）

**Q 5 : 今後も週休 2 日制工事があれば従事したいですか。**

経営者の方、本工事に従事した自社又は下請の技能労働者から聞き取りの上、ご記入下さい。

①経営者

- 従事したい
- 収入が変わらなければ従事したい
- 従事したくない
- その他 (その他の場合は具体的な理由を記載して下さい)

②現場代理人、主任技術者

- 従事したい
- 収入が変わらなければ従事したい
- 従事したくない
- その他 (その他の場合は具体的な理由を記載して下さい)

③技能労働者

- 従事したい
- 収入が変わらなければ従事したい
- 従事したくない
- その他 (その他の場合は具体的な理由を記載して下さい)

**Q 6 : 建設現場の週休 2 日制の取り組みについてどう思いますか。**

経営者の方、本工事に従事した自社又は下請の技能労働者から聞き取りの上、ご記入下さい。

①経営者

以下の欄に自由にご記入下さい。

②現場代理人、主任技術者

以下の欄に自由にご記入下さい。

--

③技能労働者

以下の欄に自由にご記入下さい。

--

※アンケートは以上です。ありがとうございました。

※監督職員へ提出をお願いします。